

要介護認定申請から認定結果までの流れ

(訪問調査内容 74項目)

- 身体と動作の様子
- 日頃の生活状況、介助の様子
- 意思の伝達など認知機能の様子
- 物忘れなど心や行動の様子
- 社会生活への適応の状況
- 医療を受けている状況 など

要介護認定申請

主治医に意見書 を書いてもらう

医学的な意見を求めるため、市が申請者の主治医に依頼し、意見書を作成してもらいます。

訪問調査 を受ける

市の職員や、市から委託を受けた居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが申請者を訪問し、心身の状態を調査します。

一次判定(コンピューターによるもの)

一次判定は、訪問調査の認定調査票の結果と主治医意見書をコンピュータ入力して、要介護認定等基準時間を割り出し、その時間に応じて自立・要支援・要介護と認定します。

介護認定審査会による 二次判定

コンピュータによる判定(一次判定)および調査票の特記事項、主治医意見書に基づき、保健・医療・福祉などの専門家からなる介護認定審査会で、要介護度を審査・判定(二次判定)を行ないます。

介護の手に係る審査判定

状態の維持・改善可能性にかかる審査(詳細は次ページ*POINT 参照)

結果通知

申請者に結果をお知らせします。

非
該
当

自立

該
当

要
介
護
度

要支援1

要支援2

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

要支援・要介護状態とは

要介護認定は、「介護の手間」を表す「ものさし」としての時間である「要介護認定基準時間」を下記基準にあてはめて実施するもの。

区分	介護認定の心身の状態	要介護度
	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定等基準時間が、25分未満 第2号被保険者(40歳以上64歳未満)で特定疾病(16疾病)に該当しない場合。(心身の状態が介護を必要とするかどうかにかかわらず、保険給付の対象外になります。) 	非該当
要支援状態 要介護状態となる恐れがあり、精神的・身体的に6ヵ月継続して日常生活を行うことに支障があると見込まれる状態。	要介護認定等基準時間が、 <u>25分以上32分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態	要支援1
	要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が、 <u>32分以上50分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態(*POINT)	要支援2
要介護状態 身体または障害により入浴、食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護が必要と見込まれる状態	要介護認定等基準時間が、 <u>32分以上50分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態(*POINT)	要介護1
	要介護認定等基準時間が、 <u>50分以上70分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態	要介護2
	要介護認定等基準時間が、 <u>70分以上90分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態	要介護3
	要介護認定等基準時間が、 <u>90分以上110分未満</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態	要介護4
	要介護認定等基準時間が、 <u>110分以上</u> である状態又はこれに相当すると認められる状態	要介護5

介護の手間が多く必要

***POINT!** 要支援2と要介護1は、認知機能等の低下により介護予防についての理解が困難か、短期間で心身の状態が悪化することが予測(概ね6ヶ月程度以内に要介護状態等の再評価が必要な場合)されるかについて審査判定し、いずれかに当てはまる場合は「要介護1」、該当しない場合は「要支援2」としています。介護の手間や病状の重篤度、心身機能の低下の度合いで判断しているものではありません。